

尾道市子育て世帯訪問支援事業業務委託事業者募集要項

1 趣旨

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的として、本市からの依頼に基づき、訪問支援員を派遣する受託事業者を募集するために行うものである。

2 事業の概要

(1) 業務名

尾道市子育て世帯訪問支援事業業務委託

(2) 業務内容

尾道市子育て世帯訪問支援事業業務委託仕様書に掲げる業務

(3) 委託期間

契約締結日からその日の属する年度末までとする。

(4) 履行場所

支援の対象者がいる家庭（以下「対象家庭」という。）の居宅等

3 業務委託料

(1) 訪問支援費

- ・ 訪問支援員一人につき1時間当たり 1,570円
- ・ 訪問支援員一人につき1件当たり 930円（日に1時間を超える利用においても1件とする。）

(2) 事務費・管理費

1月当たり 47,000円(市からの委託料が発生する月に対して支給する。)

なお、上記(1)、(2)に加え、尾道市子育て世帯訪問支援事業業務委託仕様書9に基づき、利用者負担額を受託事業者が利用者から徴収する。この場合、訪問支援費から尾道市子育て世帯訪問支援事業業務委託仕様書別紙1に定める利用者負担額を引いた額を加算する。

4 参加資格

本業務の選考に参加することができる者は、次の要件を全て満たす者とする。なお、共同事業体で参加する場合は、全ての構成員が要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立

て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (3) 公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (4) 尾道市暴力団排除条例（平成24年条例第13号）に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。
- (5) 尾道市に納付すべき市税の滞納がないこと。
- (6) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

5 応募方法

本業務の受託者として契約を締結することを希望する者は、下記に掲げる書類を提出し、本市による審査を受けなければならない。

(1) 提出書類

次の書類を各1部提出すること。ただし、尾道市の指定を受けた指定障害福祉サービス事業者又は指定居宅サービス事業者の場合は、カの書類を省略することができる。

また、前年度に本業務の受託者として契約を締結し、業務を適切に履行したものであって、本業務の受託者として継続して契約を締結することを希望する者は、次の書類のすべてを省略することができる。

ア 応募申請書

イ 誓約書

ウ 事業者概要

エ 定款、寄付行為又はこれに類する書類

オ 指定書の写し（指定障害福祉サービス事業者又は指定居宅サービス事業者の場合）

カ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

キ 尾道市税の完納証明書

ク 消費税及び地方消費税についての納税証明書

(2) 提出先

〒722-8501

広島県尾道市久保一丁目15番1号

尾道市役所子育て支援課

電話：0848-38-9219 FAX：0848-38-9206

E-mail：k-shien@city.onomichi.hiroshima.jp

6 審査結果の通知等

- (1) 書類提出後に応募を辞退する場合は、事業担当課にその旨連絡し、応募辞退届

を提出すること。

- (2) 提出書類の審査の結果は書面により応募者に通知する。なお、尾道市子育て世帯訪問支援事業の受託者として適当であると本市が認めた事業者については、契約関係書類を別途郵送するので、必要個所に記入押印のうえ、指定の期日までに子育て支援課あてに提出すること。

7 その他

- (1) 提出書類は審査結果に関わらず返却しない。ただし、不採用となった場合には本市で定めた保存年限終了後、本市の責任において処分するものとし、本業務以外に使用しない。
- (2) 提出書類の作成等、応募に要する費用はすべて応募者の負担とする。
- (3) 提出書類については、初年度のみ提出とし、以降、事業所の変更等が生じた場合速やかに提出するものとする。